④ 性的な画像の盗撮は「撮影罪」です！

次の行為をすると、**「性的姿態等撮影罪」**や**「性的映像記録提供罪」**として処罰されます。

① 正当な理由なく、人の性的な部位・下着などをひそかに撮影する。
② 正当な理由なく、16歳未満の子どもの性的な部位・下着などを撮影する。
③ ①②で撮影した画像を人に提供する。

※2023年12月15日から施行

聴取結果を記録した録音・録画記録媒体に係る証拠能力の特則　新設

性犯罪の被害者等の供述を録音・録画した記録媒体は、次の要件をいずれも満たす場合に証拠とすることができる。この場合裁判所は、尋問の機会を与えなければならない。

① 供述が、一定の措置（※）が特に採られた情況の下でされたものであると認めるとき。
② 聴取に至るまでの情況その他の事情を考慮して相当と認めるとき。

（※）・供述者の特性に応じて不安・緊張を緩和することなど十分な供述をするために必要な措置。
・供述者の特性に応じて誘導を避けることなど供述の内容に不当な影響を与えないようにするために必要な措置。

⑤ 性犯罪の公訴時効期間が延長されました！

性犯罪について、公訴時効期間がそれぞれ5年延長しました。
時効期間は、被害に遭った時（18歳未満の場合は18歳になった時）から数えます。

※2023年6月23日から施行

公訴時効期間の延長　改正

① 不同意わいせつ等致傷、強盗・不同意性交等の罪など	15年→20年
② 不同意性交等、監護者性交等の罪	10年→15年
③ 不同意わいせつ、監護者わいせつの罪など	7年→12年

上記の期間に加えて、被害者が18歳未満の場合は、被害者が18歳に達する日までの期間に相当する期間を加算した期間が公訴時効期間となる。

※ 例えば、12歳時の不同意性交等の被害の場合、時効完成は、21年（15年＋6年）後となる。

詳しくは法務省HPをご覧ください。

刑法の性犯罪規定が さらに 変わりました

2023年7月13日から施行

主なポイント

1. **強制性交等罪は「不同意性交等罪」になりました！**
2. **性交同意年齢が「16歳未満」に引き上げられました！**
3. **わいせつ目的での16歳未満の者への面会要求などは犯罪です！**
4. **性的な画像の盗撮は「撮影罪」です！**
5. **性犯罪の公訴時効期間が延長されました！**

東京都性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター
特定非営利活動法人　性暴力救援センター・東京
Sexual Assault Relief Center Tokyo　SARC東京

☎全国共通フリーダイヤル
はやくワンストップ
#8891 または 0120-8891-77
（NTTひかり電話の場合）

☎性暴力救援ダイヤル NaNa
03-5577-3899（有料）

SARC東京HP

被害者を守るための改正

① 強制性交等罪は「不同意性交等罪」になりました！

「暴行」・「脅迫」・「障害」・「アルコール」・「薬物」・「フリーズ」・「虐待」・
「立場による影響力」などが原因となって、

同意しない意思を形成したり、表明したり、全うすることが難しい状態

Noと思うこと　Noと言うこと　Noをつらぬくこと

で、性交等（※１）をした場合**「不同意性交等罪」**、
わいせつな行為をした場合**「不同意わいせつ罪」**として処罰されます（※２）。

「不同意性交等罪」・「不同意わいせつ罪」　改正

① 暴行又は脅迫
② 心身の障害
③ アルコール 又は 薬物の影響
④ 睡眠その他の意識不明瞭
⑤ 同意しない意思を形成、表明又は全うする暇の不存在 ……（例：不意打）
⑥ 予想と異なる事態との直面に起因する恐怖 又は驚愕 ……（例：フリーズ）
⑦ 虐待に起因する心理的反応……（例：虐待による無力感・恐怖心）
⑧ 経済的又は社会的関係上の地位に基づく影響力による不利益の憂慮
（例：祖父母・孫、上司・部下、教師・生徒などの立場ゆえの影響力によって不利益が生じることを不安に思うこと）

❶ ①～⑧のいずれかを原因として、同意しない意思を形成、表明又は全うすることが困難な状態にさせること、あるいは相手がそのような状態にあることに乗じること。
❷ わいせつな行為ではないと誤信させたり、人違いをさせること、又は相手がそのような誤信をしていることに乗じること。
❸ （❶や❷に当たらない場合でも）被害者が13歳未満の子どもである場合、又は被害者が13歳以上16歳未満の子どもで、加害者が5歳以上年長である場合にも不同意性交等罪や不同意わいせつ罪が成立。

（※1）「性交等」には、性交・肛門性交・口腔性交のほか、膣や肛門に、陰茎以外の身体の一部又は物を挿入する行為も含まれる。
（※2）不同意性交等罪・不同意わいせつ罪は、配偶者やパートナーの間でも成立する。

子どもを守るための改正

② 性交同意年齢が「16歳未満」に引き上げられました！

16歳未満の子どもに対して、性交等やわいせつな行為をすると、**「不同意性交等罪」**や**「不同意わいせつ罪」**として処罰されます。
被害者が13歳以上16歳未満の場合は、行為者が5歳以上年長のとき、
恋愛感情があったとしても犯罪となります。

③ わいせつ目的での16歳未満の者への面会要求などは犯罪です！

16歳未満の者に対する「面会要求等の罪」　新設

① 威迫、偽計 又は認惑 ……（例：脅す、うそをつく、甘い言葉で誘う）
② 拒まれたのに反復 ……（例：拒まれたのに、何度も繰り返し要求する）
③ 利益供与又はその申込みや約束……（例：金銭や物を与える、その約束をする）
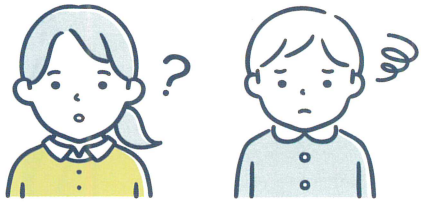
❶ わいせつの目的で①～③のいずれかの手段を使って会うことを要求すること。
❷ ①～③の結果、わいせつの目的で会うこと。
❸ 性交等をする姿、性的な部位を露出した姿などの写真や動画を撮影して送るよう要求すること。